

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用
変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和5年3月3日(金)13時30分～14時20分

3. 場所: 原子力規制庁 10階会議卓 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、水野係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他1名

バックエンド技術部 高減容処理技術課 課長

放射性廃棄物管理第1課 マネージャー

放射性廃棄物管理第2課 マネージャー 他1名

廃止措置課 課長 他4名

臨界ホット試験技術部 ホット使用施設管理課 マネージャー 他2名

未照射燃料管理課 マネージャー

BECKY 技術課 技術副主査

ホット材料試験課 主査

実用燃料試験課 主査

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 統括管理室 技術副主幹

施設保安管理課 技術副主幹

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

・なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	原子力規制庁の本田でございます。今日の面談はですねこれから面談を始めさせていただきますが、
0:00:11	昨年の11月30日付で申請された、
0:00:16	減少科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請書、
0:00:21	につきまして審査を進めているところでございますけれども、その審査書の中でちょっと若干足りない部分がある、申請書の中で、若干足りない部分があるということで、
0:00:32	ちょっとそのことについて今日は面談で指摘させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
0:00:44	いやまずですねまず放射性廃棄物処理場から申し上げます。
0:00:51	今回ですね放射性廃棄物処理場の方での変更の中に、
0:00:57	第3廃棄物処理場で受入れる放射性気体廃棄物の濃度を1桁笹田伊佐2010の3乗に上げると。
0:01:06	いう変更内容がございますけれども、この新しい濃度の上限でもって済むもってもですね第3廃棄物処理棟の方では間違いなく処理できるんだと。
0:01:19	というような審査する必要があるんじゃないかという指摘がありました。
0:01:23	一方でもう第基準規則の方の第20条の方では、やはり水中の放射性物質の濃度を低減できるように使用施設等が、
0:01:35	能力を有するものであるということの解釈の方でもそう記載がござい、解釈が本文の方でも記載がございますので、今回の申請所においてはその能力を有するっていう説明が、
0:01:49	見当たらないのかなと思ってましてこれについて
0:01:53	今後申請書の方で補正という形になるかもわかりませんがご説明、
0:01:59	をいただきたいなと思ってございます。これについてはいかがでしょうか。
0:02:11	はい、こちらを笹木部長城野お願いします。
0:02:14	衛藤画面教諭の方させていただきます。はい。
0:02:31	長い。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	今いただいたご質問に対しての回答でございますが、第3廃棄物処理棟には蒸発処理装置ポツ1と言われている、処理装置とセメント固化装置という2種類、ちょっと待ってくださいごめんなさい。
0:03:12	はい。すいませんちょっと。
0:03:14	中断されちゃってごめんなさいちょっと最初からお願いします。
0:03:18	はい。
0:03:19	廃棄物処理場の須藤と申します。ただいまいただいたご質問について回答させていただきます。はい。
0:03:26	まず、それ以上の第三期物を伊東には蒸発処理装置と呼ばれている装置とセメント固化装置、2種類の液体し、廃棄物の処理装置がございますと。
0:03:37	まず、第3期分処理等で受け入れた液体廃棄物の蒸発処理槽蒸発処理を行いまして、その際にはですね、濃縮された液体廃棄物ということで濃縮液と、
0:03:49	それから一部蒸気が発生するといったものとなってございますと。
0:03:53	このうちの濃縮液がですね濃縮液貯槽といわれる貯槽に移行した後はですねセメント固化装置によってセメント固化されて、固体廃棄物として保管施設や岡廃棄すると。
0:04:05	いったものでございます。また発生した条件につきましては凝縮機凝縮して、こちらの貯槽に送られた後にですね、こちら放射性物質の濃度を測定した上でその線量告示に定める値、
0:04:18	濃度限度以下であることを確認した上で一般排水工に配布するというフローになってございます。
0:04:24	この蒸発処理の過程において、放射性物質はですねほぼこちらの濃縮液ですねこちらの方に移行しますので、
0:04:32	凝縮液側に移行する分は、わずかだといったところもあり、今後もですね一般排水工においてですね、放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度を超えるようなことはないと考えております。はい。
0:04:45	言ったことからですね、清においてはですね、第24条への適合としまして、
0:04:50	第3期分処理等の液体施設は、核燃料使用施設等から発生する液体廃棄物の上処理措置を処理等を行うことによって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度がですね線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有するといったところを追記する。
0:05:10	ことを考えているものでございます。
0:05:13	以上でございます。
0:05:16	はい。規制庁の黒田ですありがとうございますございました。
0:05:20	これはちょっと待って。
0:05:35	これはあれですか何か
0:05:41	その辺ちょっとあんまり知識がないもんじゃないですね仲間記者希釈とか何とかしたりして濃度を下げるってことではなくて、
0:05:53	二つ目のパラグラフでまたのところで、蒸発した蒸気がその業者が凝縮して、凝縮貯層凝縮液貯槽 1 に貯留する。
0:06:04	その後、そ、その貯留してるところ単にもう濃度を測定して、
0:06:10	その限度以下であることを確認するっていうその、その
0:06:16	濃度を、濃度を下げるような何か措置を、作業をそこ講じるってことはしないわけですか。
0:06:26	はい。廃棄部長以上のスドウです。まず基本的に第 1 パラにありますように、ほぼ濃縮液といって、所水分を飛ばしてですね、ほぼ圧縮された液体ができ上がってそちら固めてしまうということで一般排水工に流れることはまずないですねはい。はい。それから、
0:06:45	残りの筒蒸気に富んだ放射性物質はですね先ほどありましたように、凝縮器で凝縮水するといったところで、そちらもですね実はオフガス処理装置というのがございまして、
0:06:59	来期に含まれている分はそちらにまたプレフィルターやヘパフィルターを通して流れていきますので、
0:07:05	凝縮してできた水だけですね、ほぼ放射性物質の量は少ないんですがそちら必ず測定した上で、一般質問を流すといった本会議を行いますので、
0:07:17	まず線量告示を超えることはないと考えております。これは濃度限度を変更したとしても変わらないものでございます。わかりました。
0:07:28	後の濃度はもう関係 10 今回、
0:07:32	10 の 2 乗から 10 - 3 乗に上げるけれどももう、その

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:36	搬出までのプロセスは別に変更がないってことですかねじゃね。
0:07:43	はい。こちら挙げ部長以上のストウです。おっしゃる通り今回の申請において濃度限度は変更しますが設備であったり処理プロセスであったり、処理能力であったりそういったものが何一つ変わるものではないものでございます。なるほど。
0:07:59	そしたらちょっと、ちょっとご提案なんだけども、以上のことから、000 適合してっていう松井追記しますっていう。
0:08:10	ところがあるんだけどもそこでもうちょっとこう、
0:08:14	今ちょっとやりとりさせていただいたようなことを、
0:08:17	加えることできないですかね。
0:08:20	例えば廃棄の濃度を、
0:08:25	ちょうどを受けた今、上げたとしてもそれは
0:08:31	プロセス、その越冬だけ排出までのプロセスには何ら影響のないことであつ、
0:08:40	そのプロセスにおいて、すプロセスにおける設備変更はないとかですね。
0:08:51	以下、いかがですか。
0:08:54	廃棄物長 4 ストウです。承知しました。それらについてはもう少し肉付けした上でご挨拶させていただきます。こちら原子炉の許可と合わせた記載になっておりますのでここはなるほど提案させていただいたところでございます。
0:09:09	今、肉付けされると、ちょっとずれちゃうってことですかね原子炉の方と。
0:09:16	はい。池ビジョンストウですじゃ
0:09:19	補足的な形で追加になると
0:09:22	残念で内容的には変更ないものですね。単に今回の申請に対して、その濃度限度を変えた場合にも変わらないっていう。はい。
0:09:33	これに多数ような感じですかね。そうですね入っております。
0:09:39	ちょっと今のもう所若干こう肉付けするってことをちょっとご検討いただければと思います。
0:09:47	はい。斎木部長以上のつどで承知しました。はい。よろしく申し上げます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:55	じゃ処理場は以上でございますが、規制庁のホンダで処理場は以上でございます。
0:10:01	次に第4研究棟方に移ります。
0:10:12	第4研究棟の方で参考資料の3で下位設備の解体撤去の話が、
0:10:22	佐野文書放射能測定装置とICP質量分析装置の
0:10:28	会方針と撤去ということで、参考資料付けてくださってるんですけども、この中で用いているその放射能測定器と、
0:10:36	放射能測定装置っていうのがちょっと混在してるのかなと思ったんですけども。
0:10:41	これはいかがでしょうか。
0:10:46	原子力機構のコクセンです。
0:10:48	今ご指摘いただきました点、確かに放射能測定装置、Eが正しいので、こちらの方に資料を修正したいと思います。
0:10:57	わかりました。
0:11:01	その箇所は1ページの2.2と2.3、2のところの2ヶ所かなと思いますけどよろしく願いいたします。
0:11:14	医療研究とコクセンです。承知しました。
0:11:25	はい、規制庁の方までが続きましてプルトニウム研究1棟につきまして、ちょっと発言させていただきます。今回プルトニウム研究伊藤
0:11:36	施設の廃止ということと後最終的には管理区域解除。
0:11:41	いうふうに申請がなされているわけですがけれども、ここでちょっと申請書の方で説明を加えていただき、
0:11:49	すべきという点は幾つかございますので挙げさせていただきます。
0:11:55	まずは解体する施設と、設備等解体しない、する施設とか設備って多分で生まれてくると思うんですけども、
0:12:06	解体しない施設としては、
0:12:11	ちょっとこの申請書を読む文上では研究1棟建屋本体と、
0:12:20	その中で
0:12:22	区画されている部屋、
0:12:26	だと思ってるんですけどもこれらについては解体しない旨をどこかで説明を加えていただきたいなと思うんですけども、これについていかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:37	ページ6項のシミズです。ご指摘の残部建物等の扱いにつきましては、確かに管理区域を解除するところの表現でとどめておきましたが、
0:12:51	解体をしないというところについても明確に記載するように対応させていただきたいと思います。
0:12:58	以上です。
0:12:59	はい。ありがとうございます。規制庁の本田です。ありがとうございました。続きましては、ちょっと続きますけど今の解体するのか、解体しないのかっていう観点でいうと、
0:13:12	あと申請書本文の方で県経営法設備、
0:13:18	あと雌番運行装置、
0:13:21	サーベイメーター、あと排気と排気との123、それから核燃料物質保管庫、
0:13:30	今日確認両物質貯蔵だな、大東小、それから固体廃棄設備として金属製のたらってというふうに申請書上図はエントリーされています。
0:13:44	これらについてもする、解体するのかしないのかっていうのははっきり
0:13:50	参考資料の上で、
0:13:52	明記していただきたい。
0:13:55	C、解体するんであればこれはどういった形で、どういう手順を踏んで開催していくのか。
0:14:02	解体しない場合だったら、どのようにして最終的な形で、
0:14:07	取るのかっていうのを追記していただきたいんですがこれについてはいかがでしょうか。
0:14:15	はい。
0:14:16	原子力をシミズです。ご指摘の通りですね、今解体、今の参考資料の中では、解体等において特に流用するような設備機器、
0:14:29	を中心に記載してございましたが、申請書に記載のある設備機器について、すべての最終形態、どのような形になるかというところ。
0:14:40	それらについて、明確になるような、追記を、
0:14:46	する対応をさせていただきます。
0:14:48	はい、ありがとうございます。
0:14:54	ちょっとこちらで足りない部分をまとめている段階で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:00	こちらの書類としてもまとめなきゃいけないんでちょっといろいろ報道しながら、こちらでまとめる書類を書いているんですけども、
0:15:13	あれですかその、まず建屋は解体しない。
0:15:17	ということと、その中で、その中にあるその例えば1、1、101号室とか102号室とか、
0:15:26	阿藤。
0:15:30	固体廃棄施設で113号室、
0:15:34	中にもありましたけれども、その警報設備とか、
0:15:39	こういうのは、解体する、しないっていうことで理解しておいても大丈夫ですか。
0:15:47	定着小清水です。
0:15:49	今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋Hで今挙げていただいて1万1号線なります。建物を抛出部分とか実験する分につきましては、
0:16:03	建物の解体は行いません。はい。
0:16:06	また、
0:16:12	何だっけ。
0:16:14	関して警報盤。うん背景放出についてなんです、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、
0:16:24	瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置2Eの部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、
0:16:36	撤去することとなります。
0:16:38	一方で、
0:16:41	その警報を発報する場所、はい。
0:16:45	いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。
0:16:51	はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。
0:17:04	というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して終了ということが一つの目標になっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:14	そのようにそれぞれのですね設備機器 2 おきまして、例えばサーベイメーターであったら、その排出地方官僚は、放射線測定装置としての使用もいらなくなるっていうタイミングで、
0:17:29	まだ使える状態であれば、他施設に、いずれかの応接に有効利用することもありますし、もしそこで壊れてしまうハンドフットモニタとかも、ちょうど壊れてしまっただけと。
0:17:41	ということがあると、基本は他のところに持っていきたい。ただ、結果として廃棄するというようなこともあると思いますが、そういった事情もあり津田基本方針ということを、
0:17:51	記載させていただくことを考えております。はい。規制庁の本多です。わかりましたありがとうございます。これまさに今審査のご説明の中で衛藤。
0:18:02	警報設備についてはその機能をもうちょっと持たせるみたいなお話、ご説明あったと思うんだけどこれは
0:18:09	もちろん
0:18:10	建屋の中で、解体撤去の作業がまさに進捗しているときは、この警報設備の
0:18:18	与えられた機能としてはその排気系の負圧位以上の感知とか、
0:18:23	あと何か停電とかもありましたっけ、そんなのも、感知してこう警報発報するっていう、役割を持っているので、建屋の中での
0:18:40	何だっけ、建屋の中での壁床とかの汚染検査の状況とか、あとグローブボックスとか、
0:18:50	フードの解体撤去作業が、
0:18:53	終わって完全に管理区域が解除されるまでは、
0:18:57	機能としては持たせるっていうふうに理解してもよろしいですかね。
0:19:06	下水小清水です。今の警報設備に関して、のご質問と思われませんが、いくつか警報設備ございますが、例えば液体廃棄設備、
0:19:20	機能警報、これについては、気体廃棄設備にも液が入らない解体を着手するという、直前で、機能停止の麻生タイミングがそれぞれ違うってことか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:31	そうですね、はい排気設備の負圧以上については、気合い北井排気の負圧の維持の機能を提出する。このタイミング等になろうかと思えますし、一方で段階的に止めていって、
0:19:44	すべての
0:19:48	そうですね。警報の低機能の停止ということでは、最後の停電警報が停電、異常の検知する必要性が、
0:19:59	なくなるタイミングっていうのが、昨日完全な機能停止のタイミングになる。
0:20:05	はい。
0:20:07	ちょっと、今、このね面談で申し上げて足りないところがこういうところですよってちょっとご説明したんだけど、この警報設備のそのいつまで警報設備として持たせなきゃいけないと考えているのかっていうのをちょっと当時重要なところなので、
0:20:21	そこについてもちょっと説明を加えていただきたいなと思うんですけどいかがですか。
0:20:26	別所シミズです。ご指摘の通り機能維持を行うものにつきましては、現在でも幾つかの設備については、
0:20:39	参考資料につきましては、別添1の
0:20:45	表1というところで、別添1の中です、建物だったり、木原設備といったところ、放管設備、それらの維持をいつまで行うかということに記載ありますが、
0:20:55	ご指摘の通りに警報設備等について記載がおよんでいないところがあるかもしれませんので、その辺を含めて、この
0:21:05	機能を維持する設備の中に情報を盛り込み、踏まえさせていただきます。はい、ありがとうございました。
0:21:15	それでね、規制庁の本田ですまには別添1のお話されたんで、ちょっともう1個言わせていただくと
0:21:23	サーベイメーターなんていうのは、申請書上で単独でポイント書いてあるんだけど、これはやっぱり同じようにこの下放射線管理設備と同じように、当然最後まで、
0:21:37	このサーベイメーターとしてののを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:40	今ちょっと機能維持っていうとちょっと大げさなのかもしれないけどサーベイメーターとしての役割は、
0:21:45	管理区域解除まで持たせるよっていうふうに理解してますけどそれ大丈夫ですか。
0:21:54	はい、ご認識の通りで間違いございません。はい、わかりました。
0:21:58	そしたら今のまさに別添1のところは、ちょっとサーベイメーターの話もちょっと、
0:22:03	加えていただきたいなと思いますけどいかがですか。
0:22:08	原子力今今は放射線管理設備という1くくりの中ですね、はい増減をしておりますが、
0:22:19	この内訳をある程度明確にして、
0:22:25	ことでよろしいでしょうか。はい。
0:22:27	管理設備でそうですねまさに
0:22:30	一番理想なのはその除去許可の、
0:22:33	本文の方に乗っかっている設備機器の名称があるじゃないかそれがもうこの別添1でそれをそのままどんどん乗って、それがこういう時期まではちゃんと持たせますってことがあればもう、
0:22:45	よろしいと思います。
0:22:48	原子力をシミズです。拝聴いたしました。はい。ご指摘のように機器等を明確に時期を明確に書けるようにし、
0:22:59	いたします。はい。ありがとうございます。
0:23:03	それと
0:23:04	規制庁のホンダです雌番ワー空港装置、これはどういう位置付け立場になるんですか。
0:23:13	原子力を審議です。こちらの設備につきましては、装置自体が直接核燃料物で汚染される、出るような状態ではございませんので、はい
0:23:24	と、そのまま別の施設の方にですね、
0:23:29	運搬しまして、そちらでの利用ということを考えております再利用。了解しました。それは、要はちょっと繰り返しで申しわけないけどその本文に載ってる設備がどう、最後はどうなるかっていうのがこの参考資料で読めないと思ってるので、
0:23:48	ちょっと今のメンバーの話だと書くとか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:06	フォロー、
0:24:18	原子炉機構シミズ管井はい。もしよろしければまず
0:24:27	一番最初の1ページにですね、解体撤去する設備の表等がございますので、はい。6月でまずそれぞれの申請書に設備名、装置名が書かれているものについては、それぞれを列記いたしましてそれらがどういうふうにするか。
0:24:44	解体撤去なのか、移設なのかというところをまず明確にしまして、はい。その上で大場村井で申し上げましたネスパオファーARM構想チーム別パワー装置等につきましては、試験装置、
0:25:00	保留するものなので、グローボックスハンド、はい。の並びに記載するというふうなことではいかがでしょうか。
0:25:09	はい。ただそこは、解体撤去するのかもしれないのかっていうのはちょっとあの仕分けは必要だと思いますけど並びとしては、
0:25:16	よろしいと思いますんで。はい。はい、原子力吉見です。そのように
0:25:23	明記をさせていただきたいと思います。
0:25:29	はい、ありがとうございます。
0:25:39	規制庁のホンダですがちょっと続きまして、
0:25:43	ご説明させていただきます固体廃棄設備の件なんですけれども、解体作業で発生した子、お答え放射性の固体廃棄物が発生すると思うんですけどこれは、
0:25:58	処理場の方に引き渡すまで、
0:26:02	固体廃棄設備の、いちいちさんの部屋ですかねとか或いは金属製のかなで、引き渡すまで保管廃棄するのであれば、その旨は記載いただきたい。
0:26:18	と思うんですが、まずこれについては事実関係としてはいかがでしょうか。
0:26:23	はい。ページの審議です。付帯発生しました固体廃棄物については、等の維持管理については、現在別添の1の両括弧4のところに、
0:26:38	102時間と書いてあるところで記載をしているところです。はい。一方です、もし、
0:26:48	どう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:49	解体撤去を進めていく中では、13号室という部屋に収まる以上の廃棄物が発生する場合にはですね、所内規定の種、
0:27:01	少量核燃料物の保安規則という所内規定に基づきまして、はい。保管廃棄の場所を設定いたしまして、
0:27:15	新たに施設内に金区域内の仮想を設けるなどして対応したいと考えております。
0:27:23	わかりました。
0:27:27	ちょっと補正申請、ご説明、追加していただきたいってのは今のまさに今の別添1をちょっともうちょっとこう書いていただくのかなと思ったんですけれども、
0:27:40	加えて、固体廃棄設備、
0:27:45	もう特に金属製の棚は、その解体するのকাশないのかっていう意味ではちょっと繰り返しかもしないけど、
0:27:53	ちょっとここ、その中に、この参考資料の中で明確にしていきたいんです。
0:27:59	これいかがですか。
0:28:02	はい、原子力更新時、金属、小滝設備の金属製棚についても、最後の固体廃棄物が半数、する直前まで維持することになろうかと思っておりますので、
0:28:13	その旨を記載させていただきます。はい、わかりました。金属規制庁の方、金属製の棚はこれどうするか、分解する解体するんですか。
0:28:26	解体してドラム缶に収納しての話ということに、そしたらその辺もちょっと非常に細かいんですけど要は、
0:28:37	解体して分分解、解体した物ってどうするのかっていうのが、
0:28:42	非常にちょっと、いるところ必要なところで、今ちょっと私がイメージしてるのはその下についてはいろんな汚染、一応ね、表面の汚染検査を行って、
0:28:54	汚染の状況を一応把握したところでその解体した物は、ビニールかなんかで養生した上で、その種廃棄物の収納容器に入れるっていうようなことかなと思ってんだけど、これは事実関係としてはいかがですか。
0:29:11	議事録をシミズです。うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:14	今の答えと金属製棚について話で申し上げますと、はい。最終的にはドラム課の方に、200リッター菅野大仲にですね指導しまして、
0:29:27	廃棄物処理場に引き渡すわけですが、はい。その際に、ヶ年本会の分別管理ということで、可燃物が混在しないような措置をとりますので、はい。一体ビニールと容器自体が汚染していませんので、
0:29:47	収納いたしまして、市来私、ドラム缶に収納すると。
0:29:52	いうことを考えております。
0:29:59	わかりました。シミズさん御説明の辺をちょっと加えていただければと思います。よろしくお願いします。
0:30:11	厚木進めます。
0:30:16	今日の一井で、解体撤去の対象となる。
0:30:21	施設設備とあるんですけども、この作業環境モニタリング設備と、
0:30:30	は、
0:30:31	あと排気モニタリング設備、
0:30:35	とかとか、橋場はさっき碓井一応監視盤とかと、排水ポンプとか、向井排水ポンプ。
0:30:45	というのは、対象の解体撤去するっていう対象の設備として間違いないんですか。
0:30:55	原子力を続け、
0:31:01	現状機構審議です。はい。ご指摘の設備機器につきましては、ポンプ類、これらは解体撤去となります。はい。また放射線管理に関連するモニタリング設備等ですが、
0:31:21	はい。
0:31:23	はい。
0:31:25	につきましては、この中にハンドブッククロスモニター等、含まれていますが、こういったものについては、可能な限り移設ということを考えております。はい。
0:31:37	松尾D設備にあります配管類ですね。うん。そういったものにつきましては、解体撤去いたしまして、はいを行う。
0:31:49	というようなことが見られますので、それらの考え方についても、
0:31:56	参考資料の方に、
0:31:58	明確化そうですねはい。ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:03	今、ご説明されたようにちょっと一部は、可能な限り移設っちゃう事であればちょっとそれが分かる表の、
0:32:11	記載にさせていただくのがいいかなと思います。どうぞ。
0:32:24	では次いきますよろしいですか同じく小1なんですけどもちょっとこれは
0:32:32	ここの本文との関係においてはちょっとなかなか明確ではないんで、
0:32:37	ですけれども今の表の1のところにおいて、その廃液貯槽とか集水ピットへの接続配管。
0:32:45	対象となる設備としてね、いうふうに追記する。
0:32:49	ていただきたいんですけどこれはいかがですか。
0:32:54	原子炉をシミズです。北液体廃棄物の配管というところについては確かに申請書の本文中で、明確になっていなかったのも、会議ありませんでしたが、
0:33:06	後段に出てきます系統図で、2名ほどの配管があるということは明確になっておりますので、配管分類についても、撤去するところを、
0:33:19	メッキするようにいたします。わかりました。ありがとうございます。
0:33:42	じゃ次行きます。
0:33:44	気体廃棄設備の解体撤去にあたって、
0:33:54	他のっていうのはその液体廃棄設備とか、と比べてちょっと説明がちょっと足りないのかなっていうところがありまして、
0:34:04	その気体廃棄設備の解体撤去にあたってその解体した物は、
0:34:08	今後どのような処理をするのかっていうことを
0:34:14	説明を追記していただきたいんですが、
0:34:19	これについてはいかがでしょうか。
0:34:24	原子力をシミズです。今回のこの参考資料の中でですね、グローブボックスであったり、管理建物の外にある液体廃棄設備、こういったところについてはですね、通常の解体よりも、注意しなければいけないこと等がありましたので、
0:34:43	詳しく記載していたところですが、気体廃棄設備につきましては確かに部屋の中での解体が完了するという、できるということから、特段、
0:34:55	詳細術をしておりませんでした、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:58	前段にもうこれまでのお話にも出てきました通り、それぞれの設備をどのように解体するかというところ、明確化につくという方針に従いまして、
0:35:09	第三期設備を設備の撤去に関する、廃棄物の処理の方法等も含め、
0:35:14	同様についてをさせていただきます。わかりました。はい。よろしくお願いいたします。
0:35:27	もう1個ありまして、
0:35:31	古市。
0:35:32	藤ではですねこれまでの汚染とか、
0:35:39	事故トラブル、
0:35:43	はなかったというふうに、
0:35:45	こう思っているんですけども、ありません。これまでなかったっていう文言を、一目(1)冒頭の、
0:35:59	冒頭の1ポツ(1)の冒頭の、
0:36:02	前半の
0:36:05	パラグラフというか塊のところに、
0:36:08	加えていただきたいんですがいかがですか。
0:36:13	原子力の審議です。プルトニウム研究等での過去にですね、長く試検討をしてきておりますが、さかのぼって確認したところ、
0:36:25	法令報告となるような事故トラブル、区域外の汚染の発生等のないことを確認いたしましたので、その一部も冒頭にある記載を、
0:36:36	させていただきます。はい。
0:36:45	でございます。
0:36:47	ちょっと待って。
0:37:23	規制庁の方です。ありがとうございました。古井投入研究員等については以上でございます。
0:37:39	えーっとですね。
0:37:45	ちょっと
0:37:48	これまでの今日の面談とか面談、
0:37:50	木場じゃなくて電話とかメール等々でやりとりの中でも、ちょっといろいろし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:58	お願いちゅうか、指摘させていただいたところなんですけども、
0:38:02	あのさ、最初に特権の方でもやっぱり降灰しとく、管理区域解除すると思うんですけども、最初、その最初特別研究棟の方の廃液長期貯蔵施設、
0:38:16	におけるその解体撤去についても、解体撤去の対象となる施設設備、或いは解体撤去をしないす。
0:38:27	設備、施設についてはそのプレートの研究1棟の表、表5のように、申請書本文に載ってる設備、施設についてはすべて上げてもらってそれをどうするのかってというのが、
0:38:43	表の中でね少なくとも表の中ではり、示していただきたいんですけども、これについては最初に特権の方はいかがでしょう。
0:38:55	原子力機構の半田でございます、プルトニウム研究費等の申請の内容と足並みそろえるような形で等補正をさせていただきます。はい、わかりました。規制庁の方ですありがとうございます。
0:39:55	生徒のホンダです。
0:39:59	もう1個、補正申請の件ではもう1個ございまして、
0:40:09	前回の面談で
0:40:13	施設の廃止であるとか、あと設備の一部撤去廃止については今、現状では、参考資料という形で、申請書と一緒に出していただいておりますけれども、
0:40:27	私前回この対応方針、対応としてを、
0:40:33	申請書鏡の別紙にですね、それぞれの設備に対して、その参考資料を添付する旨と、記載、
0:40:43	そういうことを検討していただきたいというふうに申し上げました。
0:40:48	この申請書鏡の別紙のところに点参考資料を添付する旨を追記するという対応については、これはいかがでしょうか。
0:41:03	はい、原子力機構、東京事務所大内です。
0:41:07	以前のヒアリングの中で、ご提案いただいた参考資料を、申請書の鏡の別紙のところに記載するというご提案につきましては、すでに
0:41:20	申請書の鏡委員の変更の理由のところに一部記載がありますが、それぞれの施設のところに記載をするというような対応をとらせていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:33	以上です。
0:41:36	瀬戸ホンダですはい。ありがとうございましたそのように、
0:41:41	対応いただけるっちゅうことで承知いたしました。ありがとうございます。
0:41:57	あ、規制庁のホンダです。
0:42:01	申請書においてさらに説明を加えて欲しいと、いうような
0:42:09	指摘事項に対しては以上でございます。
0:42:12	ここまでで何か、元職長さんの方から何か、質疑等あればよろしくお願 いします。
0:42:37	よろしいですか。
0:42:43	はいじゃちょっと、進めさせていただきます
0:42:47	ちょっとこれは事前にはちょっと申し上げなかったことなんですけども
0:43:01	戸部まずベッキーの方と阿藤。
0:43:05	ホットラボとか年始。
0:43:08	この方もいらっしゃるのかなと思ってるんですけどちょっとそれ、そこ のところでちょっとお聞きしたいんですけども。
0:43:15	何かというと今回
0:43:17	液体廃棄物の農道を変更するっていうのが今申し上げた、
0:43:24	投与 4 施設 3 施設共通のね、変更内容。
0:43:29	なんですけれども、この中で、
0:43:33	この
0:43:33	別記であれば、保管廃棄する。
0:43:37	保管するか、保管する液体廃棄物の濃度。
0:43:41	へえ。
0:43:43	コラボであれば、他して、放射性固体廃棄物とする考察濃度、放射性物 質の濃度、あと年浸漬の一つが燃料試験施設を固化して、
0:43:55	廃棄物庫固体廃棄物ですけども、あとはスペースにおいても同じで、
0:44:02	貸し手への放射性廃棄物とするもの、この中でそれぞれ
0:44:12	何ていうんすか上限がないというかね、なベクレル数、
0:44:17	立方以上っていうふうに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:19	全部定めてるんですけども、これは、上限がないっていうのは行動や、 どういうふうに理解すればいいのかなとちょっとすいません教えていた だけます。
0:44:40	既設の方でそもそもあれですかそういう施設の方がちょうど今日はいら っしゃらないのかなひょっとしたら、
0:44:49	お答えできそうなあります方いらっしゃいます。
0:45:32	あそこ、
0:45:36	もし、規制庁の方で少しちょっと今日のこの場ではちゅうことであれ ばちょっと後日、
0:45:42	また違う形だと思ってますけども、
0:45:45	いかがですか。
0:45:47	はい。こちら、
0:45:50	転職高野氏、
0:45:52	椎野絵図補ドラムの佐藤さんあたりちょっとこころ辺わかるでしょ うか。
0:46:01	ちょっと質問の意図が完全に理解できていないんですけど、何ていうん ですかね。
0:46:10	上限がない。
0:46:14	それはなぜかということによろしいですか。そうですね。そうですねト ラブルの場合だと
0:46:24	いうのは4条から10-3条に引き下げたっていう形だと思っただけど も、いずれにしても、異常だから、何て言うのかそれよりもっと喉濃度 の濃いやつ。
0:46:37	は、
0:46:39	はい。
0:46:39	その固化して、
0:46:44	保管廃棄するっていうことと思ったんですけども、そうするとはい。
0:46:48	その他廃棄するんであればその他廃棄する場所でのちょっと算とか何か その辺も、
0:46:55	何か考えなきゃいけないんじゃないかなと思ったんだけど、その辺はど う、どう考えればいいんですかね、これは強い。
0:47:03	図。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:08	そうですねし基本的に、このロードになるような廃棄物というのですかね。ホットラボの中でいうと、以前、核燃料を使用していたC A P E野中辺りからしか発生することはないかというふうに考えてます。
0:47:25	そのゲームに対してなんですけどもともと使用済燃料を使用していたところですので、十分な遮へいがあるというふうに考えております。
0:47:38	なる。
0:47:43	今、施設のホンダです
0:47:45	発生する場所がその今の警部の中に非常に限定されて、まずいいますと、
0:47:52	いうことと、
0:47:54	その警部っていうのはその使用済み燃料を取り扱ってた。
0:48:00	場所であるので、遮へいとしては十分ですよっていうご説明ですね。山根。
0:48:05	ありあ、ごめんなさい。
0:48:10	ちょっとすみませんちょっと規制庁の本田ですありがとうございます。
0:48:16	ちょっとすみません私からちょっとお話、問いかけていたにもかかわらず、誠に申し訳ないすそちらの準備、準備もあるでしょうかちょっとまた別の形で、
0:48:27	ちょっとご質問させていただければと思いますけども。
0:48:31	原子力黄砂それよろしいですか。
0:48:36	よろしくお願いします。
0:48:38	あります。はい。結局、設計書機構の椎野です。他の施設に関しても、ちょっと一旦ちょっと回答をもらって申し訳ないです。
0:48:51	あだ名。
0:48:53	回答させてもらいますはいないです。おはようございます。
0:49:02	古謝規制庁の本田です。いろいろありがとうございますそうするとちょっとつつ、まとめチックなお話なんかの今後の段取り的にはどんなイメージをお持ちでしょうか。
0:49:18	はい原子力機構の椎名です。先ほど本田検査官から指摘があった補正内容に関して、多分、施設の方で先ほど言った、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:32	参考資料の方をしっかりとちょっと把握して、進めていきたいと思いま す。でですね。
0:49:40	そのあとに、
0:49:43	部内審査、また規定として、研究所でやって、
0:49:50	安全審査をまして、補正申請の方をしていきたいと考えております。以 上です。
0:50:02	比嘉さんの経験からして、およそどのぐらいかかりそうなのというの は、何か
0:50:08	見当つきますか。はい原子力機構の椎野です。先ほどの参考資料の方 は、結構。うん。
0:50:19	大きく開放、改めて橘田の方がかかりそうだとということで私考えており ます。はい。で、補正申請の時期なんですけれども。はい。ちょっと、
0:50:32	5、7、7月の。うん。
0:50:37	頭ぐらいにはちょっと進めていけるようにちょっと進めていきたいなと 思いました。ちょっと。はい。そうしましたら、4月、
0:50:48	入ってからということになりそうだっていう見込みとしてね。
0:50:51	ってことは承知しましたありがとうございます。
0:51:10	原子力規制庁の本田です規制庁。
0:51:14	水野さん何かありますか。
0:51:17	大丈夫です。はい。
0:51:19	規制庁の本田です規制庁側から特に発言は以上になります。原子力機構 さんの方で何かございましたら、お願いします。
0:51:42	機構の椎野です。内野原子力研究所の方も、質問等はみんな、そうで す。はい。
0:51:52	ございます。
0:51:55	あと案各部さんもよろしいですか。
0:51:59	はい。東京事務所ですけども特にございません。はい。ありがとうご ざいます。規制庁の本田です。特に質問等がないようであればこれで面 談終了いたします。
0:52:12	どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。